

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 113

〔共通〕 問1 建築物の防火に関する次の文を読み、建築基準法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 耐火構造とは、壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- (2) 耐火性能とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。
- (3) 準耐火構造とは、壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- (4) 準耐火性能とは、通常の火災による建築物の倒壊を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。

〔消防用設備等〕 問1 病院の診療科名のうち、消防法令上、特定診療科名に該当するものを次の中から1つ選べ。

- (1) 内科
- (2) 形成外科
- (3) 眼科
- (4) 産婦人科

〔消防用設備等〕 問2 地階を除く階数が11以上の共同住宅に設置する必要がある非常警報器具又は非常警報設備の組み合わせのうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 非常警報器具
- (2) 非常ベル、自動式サイレン又は放送設備
- (3) 放送設備
- (4) 非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備

〔防火査察〕 問1 消防法第4条に規定する立入検査は、限られた時間において重点的、効率・効果的な検査等を実施するため、過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備が重要です。事前に把握、検討すべき事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 防火対象物台帳等を活用し、用途、規模及び防火管理者選任(解任)届出書等の各種届出の提出状況を確認する。
- (2) 建築物の増改築及び用途変更の経過を確認し、法令の適用等の状況を把握するとともに、過去の立入検査における違反指摘状況及び改修状況を確認する。

(3) 法令により義務付けられている事前の通告をする際の連絡方法等を過去の立入検査の結果等から確認する。

(4) 防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者をいう)の住所、氏名等を確認するとともに、効率的な検査要領等を検討する。

〔防火査察〕 問2 消防法(以下、「法」という。)に基づく違反処理に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 違反処理基準に該当しない違反事項を警告に該当する違反事項と併せて警告をすることはできる。
- (2) 自主的に設置された避難階段上に避難上障害となるような物品が置かれている場合は法第8条の2の4の規定は及ばない。
- (3) 建築基準法違反のみが要件となる防火対象物であっても、法第5条の2第1項の要件に該当する場合、使用禁止命令等を発動することはできる。
- (4) 連結送水管の送水口の前に看板がおかれ、使用不能となっている場合は、法第3条第1項第4号により除去命令等を発動することはできる。

〔危険物〕 問1 地下貯蔵タンクのポンプ設備に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) ポンプ設備の周囲に3m以上の幅の空地を保有すること。
- (2) 油中ポンプ設備にあつては、地下貯蔵タンク内に設けられる部分は保護管内に設けること。
- (3) ポンプ設備は、堅固な基礎の上に固定すること。
- (4) ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ0.15m以上の囲いを設けること。

〔危険物〕 問2 貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数がいずれも5である場合、原則として保有すべき空地の幅が最も小さいものは、次のうちどれか。

- (1) 製造所
- (2) 屋外貯蔵所
- (3) 屋内貯蔵所
- (4) 屋外タンク貯蔵所

問2 答 (2)

解説 斜面の肩部の崩れは表層の崩れである。

問3 答 (2)

解説 正しくは「消防警戒区域の設定」である。

〔救急〕

問1 答 (3)

解説 時刻は、①入電時刻、②指令時刻、③現場到着時刻、④傷病者接触時刻、⑤車内収容時刻、⑥現場出発時刻、⑦病院到着時刻、⑧収容時刻である。「救急活動データの提供範囲について」(平成29年3月31日付消防救第42号)

問2 答 (4)

解説 介護保険は市(区)町村による認定が必要である。

問3 答 (4)

解説 正しくは、熱傷手当である。

予防火術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (4)

解説 (1) 建築基準法第2条第7号参照。
 (2) 建築基準法第2条第7号参照。
 (3) 建築基準法第2条第7号の2参照。
 (4) 建築基準法第2条第7号の2参照。準耐火構造に求められる準耐火性能には、①非損傷性(建築基準法施行令第107条の2第1項第1号)、②遮熱性(同条同項第2号)及び③遮炎性(同条同項第3号)の3つがある。なお、非損傷性についても、通常の火災による建築物の倒壊を抑制するためではなく、通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能が求められている。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

解説 (1) 消防法施行令別表第1(6)イ(1)(i)参照。特定診療科名に該当する。
 (2) 消防法施行規則第5条第4項第1号参照。整形外科は特定診療科名に該当するが、形成外科は該当しない。
 (3) 消防法施行規則第5条第4項第1号参照。
 (4) 消防法施行規則第5条第4項第1号参照。

問2 答 (4)

解説 消防法施行令第24条第3項第2号参照。地階を除く階数が11以上の共同住宅では、火災発生時に、最初

に警報音を発して在館者に火災の発生を知らせた後、音声で火災の状況や避難方法を報知することができる非常警報設備の設置が求められている。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

解説 (1) 立入検査マニュアルにより適切。
 (2) 立入検査マニュアルにより適切。
 (3) 法令上は事前の通告を必要としないこと等から不適切。
 (4) 立入検査マニュアルにより適切。

問2 答 (2)

解説 (1) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について(平成14年10月24日付 消防安第107号防火安全室長通知(以下、「107号通知」という。))により適切。
 (2) 107号通知により、自主的に設置された階段であっても、避難として使用可能な階段に避難の障害となる物品が置かれている場合は、消防法第8条の2の4に適用があるので、不適切。
 (3) 107号通知により適切。
 (4) 107号通知により適切。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 油中ポンプ設備以外のポンプ設備にあっては、屋外貯蔵タンクのポンプ設備の例により設けることとされているが、ポンプ設備周囲に設ける空地の保有に関しては除かれている。
 [参照条文]
 危険物の規制に関する政令第13条第1項第9号の2
 危険物の規制に関する規則第24条の2

問2 答 (3)

解説 製造所(指定数量の倍数が10以下)、屋外貯蔵所(同10以下)、屋外タンク貯蔵所(同500以下)は、いずれも3m以上の幅の空地を確保する。一方、屋内貯蔵所(同5以下)は、耐火構造以外の場合に0.5m以上の幅の空地を確保する。
 [参照条文]
 危険物の規制に関する政令第9条、第10条、第11条、第16条